

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「条例」という。）第
四十八条の規定によって、令和三年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

令和四年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 実施機関別の個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関	件数
知事部局	1,560
教育委員会	1,182
公安委員会	3
警察本部	2,038
選挙管理委員会	3
人事委員会	2
監査委員	1
労働委員会	6
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
公営企業管理者	4
病院事業管理者	3
地方独立行政法人	97
合計	4,899

2 保有個人情報の開示請求等の処理状況

(単位：件)

区 分	請 求 件 数	処 理	
開 示 請 求	990 (うち口頭による 開示請求 577)	開 示	662
		部 分 開 示	297
		不 開 示	2
		不 存 在	18
		存 否 応 答 拒 否	0
		適 用 外	0
		取 下 げ 等	11
訂 正 請 求	0	訂 正	0
		部 分 訂 正	0
		不 訂 正	0
		取 下 げ	0
利 用 停 止 請 求	0	利 用 停 止	0
		部 分 利 用 停 止	0
		不 利 用 停 止	0
		取 下 げ	0

3 不服申立ての状況

条例第11条第1項若しくは第3項、第24条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条又は第3条の規定による審査請求及び同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(単位：件)

件数		処 理					
前年度 繰越分	当該 年度分	決 定				取下げ	次年度 繰越分
		認容	一部 認容	棄却	却下		
16	6	0	0	11	0	0	11

4 苦情処理件数

なし

注 苦情とは、実施機関の保有する個人情報の取扱いに対するものをいう。

5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

6 事実の公表の件数

なし

注 事実の公表とは、事業者が知事の要請する説明若しくは資料の提出を拒んだとき又は事業者が取扱いの是正の勧告に従わないときに、広島県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、事業者の氏名又は名称及び住所並びに事案の概要を公表することをいう。

7 苦情相談の処理件数

なし

注 苦情相談とは、事業者が県内において行う個人情報の取扱いに対するものをいう。